

令和9年度香芝市立認定こども園(幼稚園利用)及び幼稚園 4月新規入園申込みの御案内

1 入園資格

- (1) 令和9年4月1日時点で香芝市に住民票のある保護者及びその児童
- (2) 対象生年月日
 - 5歳児 令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた児童
 - 4歳児 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた児童
 - 3歳児 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童



2 定員について

<認定こども園> ※ 幼稚園利用(1号)

認定こども園名	小学校区	所在地	電話番号	定員(人)		
	中学校区			3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園 鎌田幼稚園	鎌田小学校	鎌田364番地1	78-3877	20	20	20
	香芝中学校					
認定こども園 下田幼稚園	下田小学校	下田西二丁目9番23号	76-0958	40	56	56
	香芝中学校					
認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目3番24号	78-3878	45	45	45
	真美ヶ丘西小学校 香芝東中学校					

<幼稚園>

幼稚園名	小学校区	所在地	電話番号	定員(人)		
	中学校区			3歳児	4歳児	5歳児
五位堂幼稚園	五位堂小学校	五位堂二丁目345番地1	76-1035	—	70	70
	香芝東中学校					
二上幼稚園	二上小学校	畑四丁目608番地	76-4325	—	70	70
	関屋小学校 香芝西中学校					
三和幼稚園	三和小学校	良福寺666番地	76-7113	35	70	70
	香芝中学校					
旭ヶ丘幼稚園	旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘三丁目11番地1	71-3715	70	70	70
	志都美小学校					
	二上小学校					
	関屋小学校 香芝北中学校					

3 通園区域について

幼稚園の通園区域は、小学校の通学区域と同じです。ただし、小学校の通学区域からの利用希望者が定員を超えない場合に限り、中学校の通学区域内からも入園することができます。

※ 中学校の通学区域で入園される方について、翌年度以降に利用希望者数が定員を超えた場合は、小学校の通学区域の新規入園の方が優先となるため、御自身の小学校における通学区域の認定こども園又は幼稚園に転園していただく場合があります。

※ 二上小学校、関屋小学校及び志都美小学校の通学区域の児童は旭ヶ丘幼稚園に、五位堂小学校の通学区域の児童は認定こども園真美ヶ丘東幼稚園に通うことができます。

※ 通園は、徒歩又は自転車をお願いします。ただし、二上小学校、関屋小学校及び志都美小学校の通学区域の方が旭ヶ丘幼稚園へ入園される場合に限り、自動車での通園が可能です。

4 受付について

認定こども園入園申込書（1号認定用）又は幼稚園入園願書に必要事項を記入し、入園を希望する認定こども園又は幼稚園に提出してください。

(1) 提出期間

令和8年9月1日（火）及び2日（水） 午後1時00分から午後5時00分まで

(2) 提出場所

入園を希望する認定こども園又は幼稚園

(3) 提出書類

認定こども園入園申込書（1号認定用）又は幼稚園入園願書

※ 受付日に都合がつかない場合は、各園へ御相談ください。

5 その他必要書類について

以下に該当する方は、追加の書類が必要です。

(1) 現在香芝市外にお住まいで令和9年3月末までに転入予定の方

ア 住民票の写し（世帯員全員が記載されているもの）

イ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書、賃貸契約書の写し等）

(2) 香芝市在住で現在お住まいの中学校の通学区域とは異なる区域へ令和9年3月末までに転居予定の方
転居先がわかるもの（土地売買契約書、賃貸契約書の写し等）

※ 受付時まで、保育幼稚園課（香芝市総合福祉センター1階）へ上記の書類を提出してください。

その際、保育幼稚園課にて誓約書を記入していただきます。記入された誓約書の写しを交付しますので、認定こども園入園申込書（1号認定用）又は幼稚園入園願書と一緒に認定こども園又は幼稚園に提出してください。

(3) 申込み児童の父母で単身赴任等により別住所に居住している方

当該父母の住民票の写し



6 認定こども園及び幼稚園での保育について

(1) 保育時間について

保育時間は、月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後2時00分までです。ただし、4月及び5月については、集団での生活に慣れる期間として、次のとおりとします。

- | | | |
|------------|---------------|---------------------|
| ○ 3歳児 | 入園日から翌週末まで | 午前8時30分から午前10時30分まで |
| | 5月末まで | 午前8時30分から午前11時30分まで |
| | 6月から | 午前8時30分から午後2時00分まで |
| ○ 4歳児及び5歳児 | 4月中旬(20日前後)まで | 午前8時30分から午前11時30分まで |
| | 4月給食開始から | 午前8時30分から午後2時00分まで |

(2) 給食提供日について

ア 認定こども園

- 給食提供日・・・月曜日から金曜日までの週5日間
- ※ 園行事等により、弁当を持参する場合があります。

イ 幼稚園

- 給食提供日・・・月、火、木及び金曜日の週4日間
- 弁当持参日・・・水曜日
- ※ 園行事等により、弁当持参日の変更を行う場合があります。



(3) 預かり保育について

保護者の子育てを支援することを目的として、在園児を対象に預かり保育を実施しています。

- 実施日は、月、火及び木曜日です。
 - ※ 実施日は、変更となる場合があります。
- 実施時間は、保育時間終了後から午後4時30分までです。
- 料金は、1回当たり300円です。
- 始業式後(在園児)又は入園式後(新入園児)から預かり保育を実施します。ただし、給食開始の前日までは、集団での生活に慣れる期間としているため、この期間の利用については御家庭で御検討ください。
- 給食提供日以外の日、夏期及び冬期休業日間の預かり保育利用の日は、弁当の持参が必要です。詳細は、入園決定後に御案内いたします。
- 夏期及び冬期休業日間の預かり保育は、午前8時30分から午後4時30分までの時間で実施します。
- 園行事等により、実施日は、変更となる場合があります。
- 保育が必要な世帯の方は、預かり保育の無償化の対象となります。該当する場合、別途手続きが必要です。手続きの方法については、入園決定後に御案内いたします。
- その他、預かり保育の詳細につきましては、就園前健康診断時に配布する「幼稚園入園のしおり」及び「認定こども園入園のしおり」を御参照ください。

7 諸費用について

- 給食費 認定こども園 月額4,400円（原則週5回給食）
幼稚園 月額3,500円（原則週4回給食、1回弁当持参）
- ※ 給食費は、変更となる場合があります。

- 教材費 月額700円、その他（絵本費、アルバム費、PTA会費及び育友会費等）
- ※ その他諸経費は、園により異なります。詳しくは、園に御確認ください。

問合せ先 香芝市 子ども家庭部 保育幼稚園課（香芝市総合福祉センター1階）

TEL 0745-44-3336（直通）

